

6 久山町教育委員会告示第6号

久山町立中学校部活動及び地域クラブ活動に関する要綱

(目的)

第1条 本要綱は「久山町立中学校部活動及び地域クラブ」の運営を円滑に推進していくことを目的とする。

(運営)

第2条 「久山町中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する指針」に沿って運営するものとする。

(地域クラブの認定)

第3条 「地域クラブ」の認定については、以下の条件を満たし、かつ、久山町教育委員会が認めたものとする。

- (1) 活動拠点が久山町内であること。
- (2) クラブの構成員のうち半数以上が久山町在住の中学生であること。
- (3) 「久山町中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する指針」を遵守できること。

(統括コーディネータの設置)

第4条 久山町立中学校部活動及び地域クラブの運営には統括コーディネータを置くものとする。

2 統括コーディネータは、久山町教育委員会が雇用するものとする。

(地域クラブ指導者について)

第5条 地域クラブ指導者は、登録年度内に20歳以上を迎える者でなければならない。

(指導時間の上限について)

第6条 土曜日、日曜日及び祝日の指導を原則とし、1日の指導は3時間を上限とする。

(費用等について)

第7条 地域クラブ指導者に対し、1時間当たり1,354円を支給する。

第8条 地域クラブ指導者の公認資格の取得に必要な受講料については、久山町教育委員会が認めるものに対してのみ久山町が負担する。

第9条 久山町教育委員会が認める大会引率等に係る費用負担については、移動で生じた実費を支給するものとする。ただし、大会要項の写し、領収書等、それを証明する書類等の提出がなければならない。

(登録の解除について)

第10条 「久山町中学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する指針」及び「久山町立中学校部活動及び地域クラブ活動に関する要綱」に違反する行為があると久山町教育委員会が認めたときは、久山町教育委員会は地域クラブ指導者の登録を解除することができる。

(兼職兼業の教職員について)

第11条 教職員が兼職兼業により休日の部活動指導にあたった場合、第6条、第7条を適用するものとする。

第12条 兼職兼業も含めたひと月当たりの残業時間は80時間を超えてはならないものとする。

(補足)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、久山町教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月17日から施行する。